第22回鳥取地方裁判所委員会及び第22回 鳥取家庭裁判所委員会(合同開催)議事概要

1 開催日時

平成26年2月25日(火)午後1時30分~午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方 • 家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

井口修(地家裁委員),大島雅弘(地裁委員),大田原俊輔(地家裁委員), 高橋智鶴(家裁委員),竹內秀徳(地裁委員),田中大介(家裁委員),竹間 恭子(地裁委員),西尾啓一郎(地裁委員),西田政弘(家裁委員),野口卓 志(家裁委員),濱村恵子(家裁委員),松本美惠子(地家裁委員),南直行 (地裁委員)

(ゲストスピーカー)

鳥取地方検察庁検事 武藤雅勝

(事務担当者等)

地裁:松田事務局長,中司民事首席書記官,加島刑事首席書記官

家裁:紀太事務局長,清水首席家裁調査官,長谷川首席書記官,伊藤総務課長,常岡総務課課長補佐(書記)

4 議題

- (1) 委員長互選
- (2) テーマ:犯罪被害者保護制度について
- (3) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の互選

井口委員が地裁委員会及び家裁委員会の各委員長に互選された。

- (3) 前回の委員会の意見を踏まえた検討結果報告
- (4) テーマについての意見交換等

野口委員,大田原委員,松本委員及び武藤検事から犯罪被害者保護制度の概要及び実情を説明の上,意見交換をした。

意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回開催テーマ等

- (1) 次回テーマ
 - ○委員長

次回のテーマについて, 皆さんに御要望を伺いたい。

○弁護士委員A

いじめ、体罰など子供を取り巻く問題が世間をにぎわしている。これら子 供の権利状況に裁判所がどう関わっていくのかという視点で、少年事件につ いて改善点やもっとよくしていけるのではないかということを意見交換した く提案する。

家庭裁判所調査官の関与の在り方ということを中心にしても良い。

○裁判官委員B

子供を取り巻く状況としての家庭の問題と裁判所の関わりということで取り上げれば、子の引渡しなど、民事手続や家事手続にも及ぶ内容となるだろう。テーマとしては、もう少し範囲を絞った方がいいかも知れないが、取り上げるテーマの方向性としては同意見である。

○委員長

次回のテーマは,子供を中心とした家庭の問題を巡る裁判所の取組という ような内容の中から少し絞った形で取り上げることとし,具体的にどこに絞 るかということは裁判所にお任せいただくということでよいか。 (全員が了承した。)

次回テーマは, 「子どもを中心とした家庭の問題を巡る裁判所の取組 について(仮題)」とする。

(2) 次回開催期日

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成26年9月9日(火)午後1時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「犯罪被害者保護制度について」

○司会者

ただいまの犯罪被害者保護制度の概要及び実情についての説明に対し、御質問があるか。

○学識経験者委員C

刑事裁判は起訴状を裁判所に提出することで始まる。起訴状には被害者の名前を書くことになる。そして起訴状が提出されると裁判所は、この謄本を被告人に送る。そうすると、被告人が受け取った起訴状を読むことによって、被告人が被害者の名前等を知ることになるというお話であった。それを聞いて被害者が、もう裁判はやめてほしいとか、被害届けを取り下げるとか言われることはあるか。

○ゲストスピーカー

一昔前はそういう方もいた。今、検察庁では、事案に応じて被害者の名前を記載 しない起訴状を裁判所に提出するという試みをしている。ただ、起訴状には被告人 が何をしたかという事実を書かなければいけないので、被害者の名前を書かないま まで十分に事実を特定できているかというところは、裁判所の判断になる。鳥取で は、まだそういう例はない。

○学識経験者委員D

女性が知らない人から性暴力、性被害を受けるというのはとても辛いことである。 その中で、警察が捜査し、検察が改めて聞取りをし、更に加害者が否認をしている ということで証人として法廷に呼ばれ、被害を受けた方が何度も同じ話をするとい うのは、そのときの光景、臭い、感覚、場面、すべてを思い出しながら語るという ことで、とても辛い作業である。この点について配慮されていることがあるか。

○ゲストスピーカー

被害者の負担の軽減のため、事案に応じて警察の事情聴取を省略し検察官が行う、 それも女性が行うということを考えている。この方法なら事情聴取が1回で済む。

○学識経験者委員E

被害者参加するには裁判所の許可が必要だという説明であったが、どのような場合に許可されないことがあるか。

また被害者参加制度はどのくらい利用されているか。そのうち被害者や遺族が法 廷で非常に感情的になるなどして荒れたという事例があるか。

○裁判官委員F

自分自身の体験や聞いた話で、許可しなかった例はない。実際にはほとんど許可 されているのではないか。

○事務担当者

平成20年12月1日に被害者参加制度が施行されて以降,平成25年12月3 1日までに鳥取県内で被害者参加の申し出があったのは合計40件である。年間七, 八件,ほぼ横ばいで推移している状況である。

本日までに鳥取地方裁判所で行われた裁判員裁判は12件であるが、そのうち3件について被害者参加の申出があった。

○裁判官委員F

被害者参加に反対する人の立場からは、裁判というのは理性的な判断が必要なところで、生の感情が入ることによって悪い影響があるのではないかという懸念が指摘され、立法のときに非常に議論された。

そういう心配をしながら、それでも裁判という判断手続に被害者参加制度が沿うように工夫をしているところである。私自身の経験や被害者参加の実証的な研究論文において、法廷が荒れたという例はない。むしろ被害者自身が自覚して、もちろん感情はしっかり言われるけれども、感情的になって裁判が進められなくなるとい

うことはない。私は、被害者の方が非常に理性的に行動されていると受け止めている。 る。

それは、多分、法廷に来るまでに被害者参加弁護士が話をする、あるいは検察官が話をする、いろんな形で被害者の方の話をしっかり受け止めるシステムができているからなのではないかと想像している。

実際のところ、当初、被害者参加制度に反対していた人たちが心配していたような事例はほとんどないであろう。

○弁護士委員G

被害者参加制度を利用するには裁判所の許可が必要であるが、被害者参加制度と は別の制度で、意見陳述制度というのがある。こちらは裁判所の許可は必要ない。 被害者が申出をすれば意見陳述できる。

自分以外の人が証人として証言をするときに、その証人に対して情状に関する質問ができたり、加害者である被告人に直接質問できたり、最後に意見を言うことができるのが被害者参加制度であるが、被害者なり遺族なりが一番言いたいことは、被害者参加制度を使わなくても意見陳述制度で言うことができる。

意見陳述制度で述べられた被害者の意見は情状の証拠にもなるほど重要なものであるが、弁護人側は反対尋問できない。言われっぱなしで、事実でないことを言われても、それに対して反論したり反対尋問したりする機会がない。

被害者は、被害者参加制度を使って意見を言うことができ、意見陳述制度を使って意見を言うことができ、重複して意見を言う機会がある。

○学識経験者委員H

被害者支援の活動をしている人から聞いた話を紹介する。

一つは、加害者が釈放されていた事案で、裁判の日に裁判所の廊下などで被害者 やその家族が加害者とばったり出会うことが予測されたが、双方が裁判所に出向く 時間について裁判所が配慮することで、心配したようなことは無かった。今後も続 けてもらいたいということであった。

もう一つは、裁判員が心的被害を受ける場合があるであろうから、裁判員の心の ケアの問題が大事だということである。

○裁判官委員F

加害者と被害者が接触をしないように、まずは、双方が実際にどのようにして裁判所に来られるのかについて情報収集する。その上で、待合室を別にするなどいろいるな工夫に取り組んでいる。

○学識経験者委員 I

裁判については全く素人である。全くの素人が被害者の話を聞くと、例えば裁判員として参加したとすると、人情で厳罰化の方向に行ってしまうのではないかと思う。実際、裁判員裁判の判決の結果は従前のものと比べると少し厳しくなっているというような話を新聞やニュースで見聞きする。こういった制度に素人が参加すると必ずそういう方向にあるのではないか。

この傾向を駄目だとするのであれば、裁判員裁判や被害者参加制度を作る意味がない。被害者の感情に触れれば厳罰化の方向になる傾向はあるかも知れないけれど、それも含めて判断する必要があるのだと思う。ただ、単に報復の場になるということは避けるべきである。

○学識経験者委員 J

被害者参加制度ができて良かったと思う。それは、被害者が参加すれば、例えば 実際の被害の程度、後遺症が残るほどのけがなのかどうかなどを直接見聞きし、当 然ながら量刑にも反映させることができるからである。

○学識経験者委員K

感情と人間の行動という視点で話を聞いていた。初めは、加害者は非常に悪い人間で、報復するかも知れない、だからその報復から被害者を守るという立場で聞いていたけれども、だんだん、偶然によって人を殺めてしまった加害者というのが見

えてきた。そういう人たちに対して被害者が感情をぶつけたら,加害者はどう受け 止めるかということを考えると,短絡的ではあるが,死んでお詫びしようというよ うな感情がめばえるのも人間の心情かと思う。

そういった中で、どのくらいの罪なのかということを冷静に判断する必要がある。 被害者が裁判手続に参加して、その感情をそのまま被告人にぶつけるというのは、 必要以上に罪が重くなるという状況を生み出しているかも知れない。

逆に、積極的に罪を犯して、刑務所から出てきたらまたするかも知れないというような状況では、最低でも、被害者の身の安全をどのように守るかとか、心の平安をどのようにして取り戻すかということについて考えなければならないのではないか。

場合分けして考えなければいけないケースが非常に多い。加害者に対してかなり きつい言葉をぶつけられ、加害者が心のケアを必要とする事案もあり得る。広い面 から考慮していかなければならない問題であると感じている。

○学識経験者委員D

仮にもし、私が犯罪被害者になったときには、私が知らない、私が参加できないところで、法曹三者だけで加害者を処罰するというのではなく、これは私の問題なのだという意識で、被害者として加わりたいと思う。感情が出たとしても、処罰は客観的な証拠をもとに公正公平な法廷の場で決められるので、間違いはないと思う。

被害者は、被害者参加制度を使うことも使わないこともできる。被害者が選択できるというところで、この被害者参加制度を大切にしたい。

被害者に関わるどこの機関も,決して二次被害,三次被害を与えないよう理解を 深め,配慮をしていただきたい。

○学識経験者委員L

被害者の立場に立つとそちらに誘導されやすいところはあるが、加害者にもいろいるなケースがあるので、被害者が参加することが裁判にどう影響するかというよ

うなことは、一概には言えない。被害者参加制度を利用するかどうかは被害者自身 が選択できるのであるから、こういう制度があることを皆さんにどんどん周知して いくことが一番大事であると考える。

○学識経験者委員C

検察庁では、被害者に被害者参加制度を丁寧に説明し、裁判所でも被害者と加害者が出会わないように配慮されているということであった。被害に遭われた方の心のケアについて十分に気を付けていただきたい。

○弁護士委員A

裁判所が被害者参加制度を国民に知ってもらうようPRする方法として次のことを提案する。広報行事として、法曹三者で夏休みの模擬裁判を計画しているということであるが、被害者参加制度を利用した内容の模擬裁判をやることで、被害者参加はこんな流れで進んでいくのだということを見てもらってはどうか。裁判所の強みは実際の法廷等を見てもらうことができるということであるから、工夫をお願いする。